

2 1 . 5 1

発明者等の住所の記載について
(特・実・意)

願書の発明者、考案者又は意匠の創作をした者の住所の末尾が会社、団体等の名称で終わる場合については、それらの記載の次に「〇〇内」となるべく記載する。ただし、寮、支店、事務所、工場等のように「〇〇内」の記載がなくてもその発明者等が明らかに自然人と判断できる場合にはこの限りでない。

(改訂平成23・11)